

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画(案)の概要 (令和5年4月~令和10年3月)

高年齡者雇用関係業務

障害者雇用関係業務

職業能力開発業務

次期中期 目標期間 における 主な課題 を踏まえ た対応

□70歳までの就業機会の確保に取り組む事業主に対 する給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的 事項についての相談・援助等による支援の充実

- □個別性の高い支援を必要とする障害者に対する個 |別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的支 援の着実な実施
- □事業主へのオーダーメード型支援の強化
- □雇用・福祉の両分野に横断的な基礎的知識等を身 に付けた地域の就労支援人材の育成
- □地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職 業訓練コースの設定等
- □訓練受講後の安定的かつ長期的な就労につながる カリキュラムの開発等
- □DXやGXに対応した職業訓練コースの開発・充実、 見直し、職業訓練指導員の技能向上等

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

次期中期 計画にお ける主な 取組

○70歳までの就業機会の確保について事業主等の自 発的な動きを広げるための給付金の支給を適正かつ効 率的に実施

○70歳までの就業機会の確保に向けて、70歳雇用推 進プランナー等による専門的・技術的な相談・援助を実

○生涯現役社会の実現に向け、高年齢者雇用の促進に 関しての社会全体での気運の醸成を図るための啓発・ 広報活動を実施

○個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者 (精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等)を 障害者に対する専門的支援を着実に実施

〇企業が抱える課題に対応したプランを提示する提 案型事業主支援等、障害者雇用を支える企業に対す るオーダーメード型の支援

○「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを 付与する研修」を新たに実施

○障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用納付金制度「企業等の課題解決に向けた事業主支援を実施 に基づく助成金支給業務の適正な実施

○雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施

中心に、求職中・在職中の支援、休職中の復職支援等、〇地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職 業訓練コースの設定、安定的かつ長期的な就労につ ながるカリキュラムの開発及び訓練の実施等

> ○ものづくり分野における職業訓練の実施に加え、 DXやGXに対応した職業訓練の実施、職業訓練コー スの開発・充実、訓練内容の見直し、職業訓練指導員 への新たな知識及び技能・技術の付与等

> ○生産性向上人材育成支援センターにおいて、中小

【参考】

令和5年 度におけ る主な取 組の方向 性

○事業主等の負担軽減及び利便性の向上に資するため、○障害者に対する専門的支援の着実な実施 オンライン申請の機能を搭載した助成金システムの構築 を進める

○70歳までの定年制度又は継続雇用制度を講じてい ない従業員数21人以上の企業を対象に、70歳雇用推 進プランナー等による賃金・評価制度をはじめとする高 年齢者雇用のための技術的助言に重点をおいた具体的「キルを付与する研修」をはじめとする研修体系全般 な制度改善提案の実施

○「高年齢者活躍企業コンテスト」や「シンポジウム」等 の開催など、積極的な啓発広報活動の実施

○障害者雇用の取組が進んでいない事業所等に対す る提案型事業主支援等の強化

○就労支援機関に対するより積極的な助言・援助の 実施と、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・ス や研修カリキュラムの見直し等

○障害者雇用納付金制度の周知と未申告・未納付事 業主に対する督励等の的確な実施

○ものづくり分野におけるDXやGXに対応した職業 訓練の実施

○地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職 業訓練コースの設定、安定的かつ長期的な就労につ ながるカリキュラムの開発及び訓練の実施等

OIoTやAI、ZEH等の要素を含むDXやGXに対応し た職業訓練コースの拡充に向けた既存カリキュラム の点検、訓練内容の見直し、職業訓練指導員の養成

○生産性向上人材育成支援センターにおいて、中小 企業等の課題解決に向けた事業主支援を実施

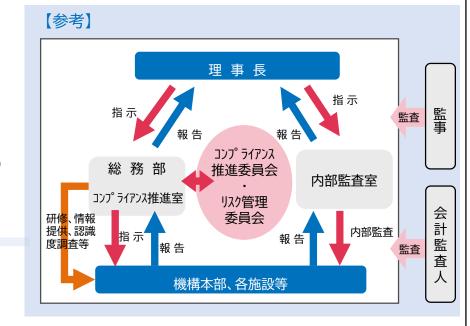


独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画(案)の概要 (令和5年4月~令和10年3月)

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 効率的な業務実施体制の確立

- ・本部の業務部門については、業務の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行う
- ・地方組織については、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む
- 2 業務運営の効率化に伴う経費削減
- ・一般管理費の節減(令和4年度予算と比べて15%以上の節減)、業務経費の節減(令和4年度予算と比べて5%以上の節減)
- ・人件費の抑制
- 3 給与水準の適正化
- ・職員の給与水準については、国民の理解が得られるように厳しく検証
- 4 契約の適正化
- ・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進
- 5 保有資産の見直し
- ・保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行う
- 6 インフラ長寿命化計画の推進
- ・インフラ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を図る
- 7 事業の費用対効果
- ・事業の実施に要した費用等によって得られた効果を把握・分析
- 8 情報システムの整備及び管理
- ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、 情報システムの適切な整備及び管理を行う
- 9 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上
- ・利用者ニーズの的確な把握等を通じて適切なサービス提供を行うための取組
- 10 業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組
 - ・各分野で実施する事業主支援に係る連携の取組強化等
- 11 内部統制の充実・強化(※)
 - ・引き続き内部統制体制の充実・強化に取り組む
- 12 人材の確保・育成(※)
- ・人材確保・育成方針を策定
- 13 職員の適正な労働条件の確保
- ・職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保
- 14 既往の閣議決定等
- ・既往の閣議決定をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従って、着実に業務を実施



第3 予算、収支計画及び資金計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
第4 短期借入金の限度額	1 人事に関する計画 2 施設・設備に関する計画 3 積立金の処分に関する事項
第5 財産の処分等に関する計画	
第6 剰余金の使途	